



令和5年12月15日(金)発行

校長 栗原 友恵

北九州市小倉北区昭和町16番1号

HP: [www.kita9.ed.jp/nakashima-e/](http://www.kita9.ed.jp/nakashima-e/)

TEL: (093) 921-1690

<学校教育目標>

体・徳・知 調和のとれた心身ともに健康な子どもの育成

<目指す子ども像>

- 相手の立場に立って考える思いやりのある子ども
- すすんで学び、自ら考え、表現する子ども
- 元気に学び、すすんで運動に取り組む子ども

<目指す学校像>

- 安全な学校 ○温かい学校
- 笑顔があふれる学校
- 「中島小大好き」と言える学校
- 成長(学習)し続ける学校
- 保護者・地域・関係機関と連携する学校

# 人権週間(12月4日~10日)

~一人一人の人権について考えてみましょう~

12月4日  
お昼の放送より

毎年、12月4日から10日までの1週間は、「人権週間」といって、人が生まれながらにもっている権利についてしっかりと考える期間になっています。この「人権週間」は世界共通で、今年で75回目になります。「人権週間」を簡単に言えば、みなさん一人一人が、人として大切にされているかを、いつもよりもっと気にして過ごす1週間ということになります。みなさん、この機会に、人権について改めて考えてみましょう。

人は、生まれたときから誰でもが自由で平等で、一人一人、全ての人が大切な人です。だから、誰が偉くて、誰が偉くないとか、何かができるから偉くて、何かができないから偉くないなどと、人を差別するのは、許されないことです。

中島小学校のみなさんはどうでしょうか。人のいやがることを、したり言ったりしていませんか。自分と違うからと人をからかったり笑ったりしていませんか。人は一人一人違って当たり前です。誰一人として同じ人はいません。お互いを認め合い、相手の気持ちを大切にしましょう。

学校では、差別のことを「いじめ」と言います。校長先生は、いじめに勝つには、みなさんのたくさんの「思いやりの気持ち」を集めることが大切だと思っています。「思いやりの気持ち」これは、人間がもっている温かくてすばらしいものです。そのために大切なことは、「気付き、考え、行動する」ということです。「気付く」というのは、相手の気持ちに気付くこと、友達の痛み気付くことです。気付いたら、次に自分はどうすればよいかを考えること、そして最後に、行動することです。みなさんの全員が「気付き、考え、行動する」ことを忘れなければ、中島小学校は、「思いやりの気持ち」がいっぱいのすばらしい学校になります。ぜひ、この人権週間の間に、友だちや家族、先生から言われて嬉しかったこと、友だちや家族、先生からしてもらって嬉しかったことを思い出してください。そして、中島小学校全員で、そんな人がうれしくなるようなことをいっぱいしていきましょう。

最後に、腰塚 勇人(こしづか はやと)さんという方のお話をします。

中学校の体育の先生だった腰塚さんは、37歳のとき、スキーの事故で首の骨を折り、「一生寝たきり」とお医者さんから言われました。しかし、一生懸命リハビリをして、わずか4か月でマヒが残りながらも先生に復帰し、今は全国で講演会をしています。自分を救ってくれたのは、家族や友達やたくさんの周りの人たちの力だったと腰塚さんは言います。そして5つのことを誓います。その「5つの誓い」を紹介します。

- 1 口は人を励ます言葉や感謝の言葉を言うために使おう
- 2 目は人のよいところを見るために使おう
- 3 耳は人の言葉を最後まで聴いてあげるために使おう
- 4 手足は人を助けるために使おう
- 5 心は人の痛みがわかるために使おう

今日は人権週間に向けての大事な話をしました。少し難しい話かもしれませんが、何かを感じてくれるとうれしいです。これで、校長先生の話が終わります。

## 中島小学校 校内人権週間の取組

12月4日(月)~8日(金)の5日間、人権週間の取組を給食時に行いました。

12/4 校長先生の話

12/5 DVD「モモマルくんと考えよう!」

12/6~8 CD「明日への伝言板」

各学級の代表の人権作品を、校長室前の廊下に掲示しています。

### 差別における7つの立場

差別をする人

差別をあおる人

差別に同調する人

差別に傍観者の立場で接する人

差別に対し無関心な人

差別される人

差別をなくすために努力する人

# 「誰か」のことじゃない。



人権週間

12月4日~10日

昭和23年(1948年)12月10日、国際連合第3回総会において、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、人権保障の目標や基準を初めて国際的にうたった画期的なものです。採択日である12月10日は、「人権デー(Human Rights Day)」と定められています。

法務省の人権擁護機関では、人権デーを最終日とする1週間(12月4日から12月10日)を「人権週間」と定め、昭和24年(1949年)から毎年、各関係機関及び団体とも協力して、全国的に人権啓発活動を特に強化して行っています。

いじめや虐待、性被害等のこどもの人権問題、インターネット上の人権侵害、障害のある人や外国人、性的マイノリティ等に対する偏見や差別、部落問題(同和問題)、ハンセン病問題といった多様な人権問題が依然として存在しています。これらの問題の解決には、私たち一人一人が様々な人権問題を、自分以外の「誰か」のことではなく、自分のこととして捉え、互いの人権を尊重し合うことの大切さについて、認識を深めることが不可欠です。(法務省HPより)